

ITER 光学計測装置の ミラークリーニング機構用給電系の耐電力試験

仕 様 書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 計測開発グループ

1. 一般仕様	2
1.1 件名	2
1.2 目的及び概要	2
1.3 作業範囲	2
1.4 納期	2
1.5 納入場所及び納入条件	2
1.6 納入物	2
1.7 検査条件	2
1.8 提出図書	2
1.9 契約不適合責任	3
1.10 支給品及び貸与品	3
1.10.1 支給品	3
1.10.2 貸与品	3
1.11 品質管理	3
1.12 情報セキュリティの確保	3
1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い	3
1.14 グリーン購入法の推進	3
1.15 協議	3
1.16 適用文書	4
1.17 関連文書	4
2. 技術仕様	5
2.1 ミラークリーニング機構用給電系の概要	5
2.2 ミラークリーニング機構用給電系の耐電力試験系に関する仕様	5
2.3 ミラークリーニング機構用給電系の耐電力試験作業に関する仕様	6
2.4 提出図書の作成	7

1. 一般仕様

1.1 件名

ITER 光学計測装置のミラークリーニング機構用給電系の耐電力試験

1.2 目的及び概要

ITER 計画において、日本は周辺トムソン散乱計測装置 (ETS)、ダイバータ赤外サーモグラフィ (IRTh) 及びダイバータ不純物モニター (DIM) の調達を担当している。本件では、それら計測装置の構成機器の1つであるミラークリーニング機構用給電系について、使用電力への適合性を実証するための試験を行う。

1.3 作業範囲

- (1) ミラークリーニング機構用給電系の耐電力試験
- (2) 提出図書の作成

1.4 納期

令和 8 年 3 月 23 日

1.5 納入場所及び納入条件

- (1) 納入場所
茨城県那珂市向山 801-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)
那珂フュージョン科学技術研究所 先進計測開発棟
- (2) 納入条件
持込渡し

1.6 納入物

- (1) 試験報告書 : 1 式

1.7 検査条件

2 章に定める試験作業の完了及び 1.8 項に示す提出図書の完納を QST が確認したことをもって検査完了とする。

1.8 提出図書

	図書名	初版提出時期	部数	確認
1	作業工程表	契約締結後 2 週間以内	1 部	不要
2	品質計画書	契約締結後 2 週間以内	1 部	要
3	打合せ議事録	打合せ後 1 週間以内	1 部	不要
4	試験要領書	試験開始 2 週間前まで	1 部	要
5	試験報告書	納期 2 週間前まで	1 部	要
6	再委託承諾願 (QST 指定様式)	再委託先による作業開始の 2 週間前まで ※下請負等がある場合に提出のこと。	1 部	要

提出図書 1 から 5 の図表及び本文は英語、表紙は日本語で作成すること。各提出図書の表紙の図書名と上表の図書名に相違なきこと。再委託承諾願は、日本語で作成すること。

(提出図書の確認方法)

QST は、確認のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しない

ときは、受理したものとする。ただし、再委託承諾願については、QST が確認後、書面にて回答する。

1.9 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

1.10 支給品及び貸与品

1.10.1 支給品

2 章に定める試験を実施するため、以下の物品を支給する。契約後速やかに支給するものとし、支給方法は、別途協議の上、決定するものとする。支給品の受取に係る費用は受注者が負担するものとする。

- ・電気コネクタ(オス、メス) 1 式
- ・無機絶縁ケーブル 2 本

1.10.2 貸与品

本作業を実施するために必要な図面(3 次元 CAD モデルについては CATIA 形式又は STP 形式にて貸与。)、適用文書、関連文書を貸与する。

貸与時期及び様態については QST と協議の上決定する。

本契約の作業完了後、受注者が貸与品の電子ファイルを削除することをもって返還とみなす。

1.11 品質管理

受注者は、全ての工程において、ISO9001-2015 又はそれと同等の品質保証システムを用いて十分な品質管理を行うこととする。

1.12 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、別添一『本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項』に示すとおりとする。

1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い

(1) 知的財産権等の取扱い

知的財産権等の取扱いについては、別添二「知的財産権特約条項」に示すとおりとする。

(2) 技術情報

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとする際には、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要がある場合は、QST と受注者の協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供すること。

(3) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとする際は、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

1.14 グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.15 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

1.16 適用文書

本項及び 1.17 項に示す ITER_D_○○○○○○は、ITER 文書番号を表すものとする。

- (1) ITER_D_28B39L - SRD-55 (Diagnostics) from DOORS
- (2) ITER_D_2LGF8N - Operations Handbook - 2 Operational States
- (3) ITER_D_2EZ9UM - ITER Vacuum Handbook

1.17 関連文書

- (1) ITER_D_WRPCAM - ICD-55.NM-55 Interface Control Document for PBS-55 Diagnostics-Mirror Cleaning system and all PBS-55 tenant diagnostics
- (2) ITER_D_2F7HD2 - EDH Part 1: Introduction
- (3) ITER_D_2E8QVA - EDH Part 2: Terminology & Acronyms
- (4) ITER_D_2E8DLM - EDH Part 3: Codes & Standards
- (5) ITER_D_4B523E - EDH Part 4: Electromagnetic Compatibility (EMC)
- (6) ITER_D_4B7ZDG - EDH Part 5: Earthing and Lightning Protection

2. 技術仕様

2.1 ミラークリーニング機構用給電系の概要

図1に、ITER 光学計測装置におけるミラークリーニング機構の一例として、ETS のミラークリーニング機構用給電系のポートプラグ内部分に関する3次元モデルを示す。フィードスルーは、ポートプラグ外からミラー側に高周波を伝送する機器である。ミラーとフィードスルーの間はインピーダンス 50Ω の無機絶縁ケーブル (MI ケーブル) で接続されている。また、ETS のミラークリーニング機構用給電系全体に関する模式図は図2のとおりである。ミラーに組み込まれたプレマッチャーと呼ばれる機器により、インピーダンス整合されて容量結合プラズマが生成される。容量結合プラズマ中のイオンがミラーに堆積した不純物をスパッタすることで、ミラーの反射率が回復する。また、本件の試験対象範囲は、図2に図示するとおりである。

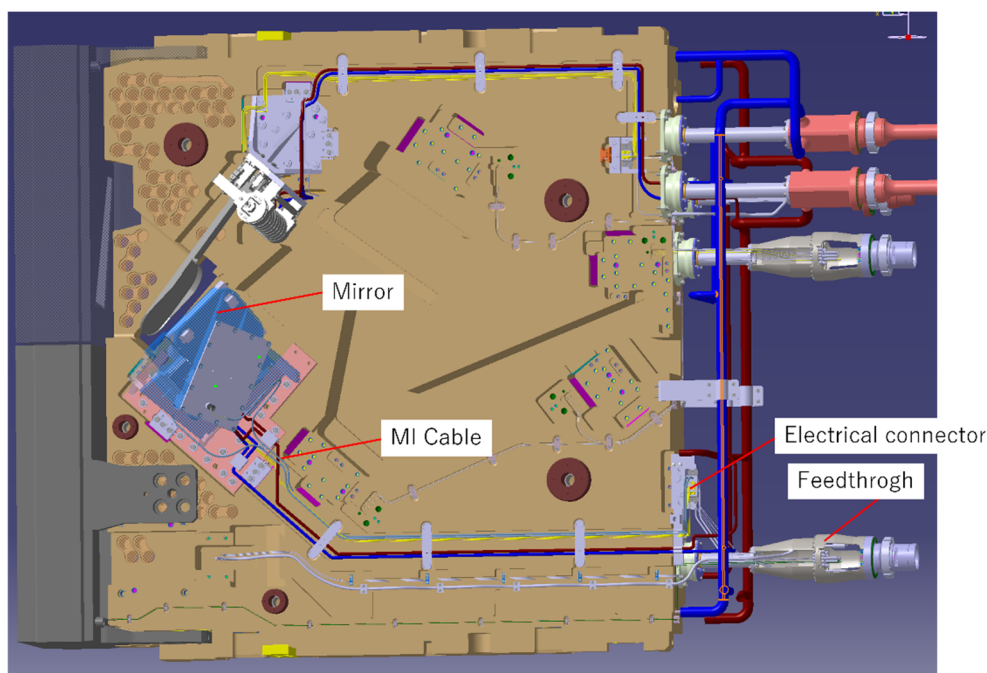


図1 ETS のミラークリーニング機構用給電系のポートプラグ内部分の3次元モデル

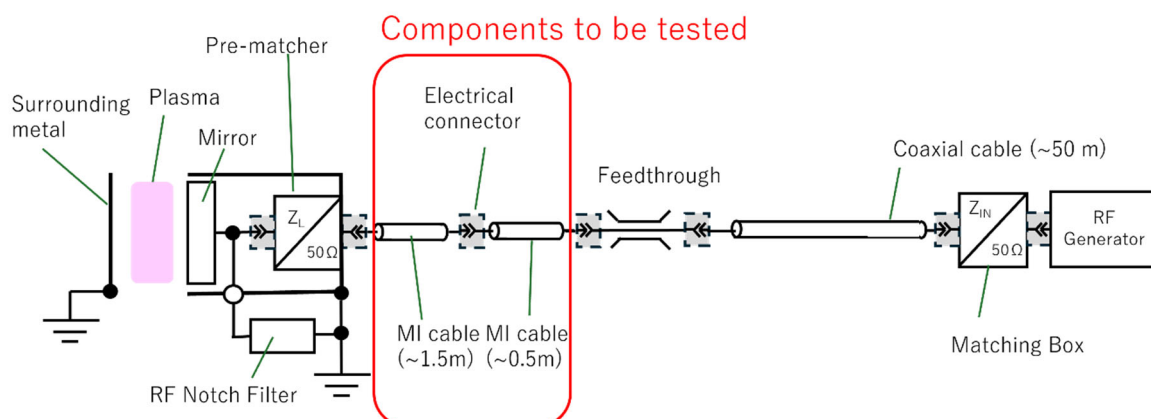


図2 ETS のミラークリーニング機構用給電系の模式図

2.2 ミラークリーニング機構用給電系の耐電力試験系に関する仕様

本件で試験範囲となっているミラークリーニング機構用給電系は、真空中で使用されるものである。そのため、試験は、対象機器を真空中に設置して実施される必要がある。図3に試験系の模式図を示す。

受注者は、下記の(1)から(7)の要求に基づき図3を詳細化し、2.4 項に定めるとおり試験要領書にまとめて、QST による確認を受けること。なお、試験要領書には、2.3 項に基づく測定パラメータの計画も含めること。QST による確認後、受注者は、試験系を構築すること。

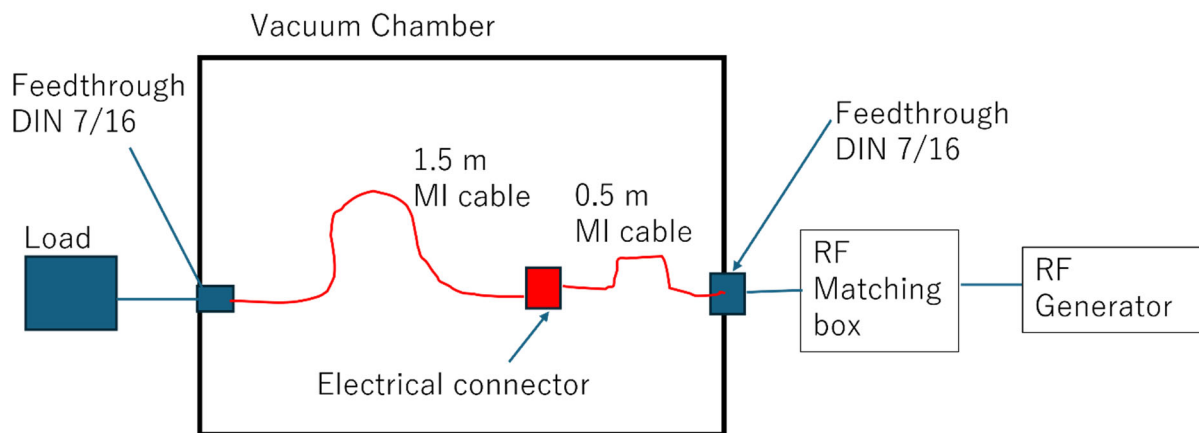


図3 ミラークリーニング機構用給電系の耐電力試験の模式図

- (1) 試験においては、ミラークリーニング機構用給電系を構成する2本の MI ケーブルと電気コネクタは、0.1 Pa 以下まで減圧された真空チャンバー内に設置すること。
- (2) ミラー（プレマッチャーを含む）、プラズマ及び周囲の金属から成る系を模擬した負荷を大気中に設置して接続すること。ここで、負荷はインピーダンスが異なるものを複数用意し、ミラークリーニング機構用給電系の電圧定在波比(VSWR)が 1 及び 2 の状態を模擬できるものとする。VSWR が 2 の状態については、さらに、負荷インピーダンスが 50 Ω よりも高い場合と低い場合の両方について試験可能であること。つまり、負荷は3種類用意すること。
- (3) 高周波発生器は、13.56 MHz の基本波から6倍高調波 (81.36 MHz) まで可変なものを使用すること。1台で構成する必要はなく、複数台用意してもよい。
- (4) 高周波発生器からの出力は、調整が可能であるものとし、13.56 MHz の基本波から6倍高調波まで、それぞれ 500 W 以上であること。
- (5) 高周波発生器からの出力がミラークリーニング機構用給電系及び負荷へ効率よく伝送されるように、マッチングボックスを使用すること。
- (6) 真空チャンバー内外の電気配線には、同軸タイプのフィードスルー (DIN 7/16 相当品) を使用すること。
- (7) 電気コネクタ、2本の MI ケーブルの中央、2個のフィードスルーそれぞれに熱電対を接続し、温度を測定できるようにすること。

2.3 ミラークリーニング機構用給電系の耐電力試験作業に関する仕様

2.2 項に定める試験系を構築した後、耐電力試験として、以下を行うこと。不測の事態により試験を継続できなくなった場合は、QST との協議により、その後の対応を定めるものとする。

- (1) 高周波発生器から負荷まで高周波電力を伝送し、熱電対で測定される温度が安定するまで維持すること。
- (2) 温度が安定したら、その際に使用した負荷の種類、周波数、投入電力、各熱電対の測定値を記録すること。なお、温度が 350℃を超える恐れがある場合は、その条件の試験は中断すること。
- (3) 上記の(1)及び(2)を、3種類のすべての負荷に対して行うこと。
- (4) 上記の(1)から(3)を周波数 13.56 MHz、40.68 MHz、81.36 MHz に対して行うこと。
- (5) 上記の(1)から(4)を 50 W と 500 W を含む5種類の投入電力に対して行うこと。
- (6) 一般的に、周波数が高いほど、また、投入電力が高いほど、給電系への熱散逸が大きくなり、破損が起る可能性が高くなることを考慮した上で試験パラメータの順序を計画すること。

2.4 提出図書の作成

- (1) 作業工程表では、重要な作業の実施時期が分かるように記述すること。また、1.8 項に定めた提出図書に関する初版完成予定時期も分かるように記述すること。
- (2) 品質計画書は、受注者の品質保証に係る実施体制や適用される品質保証プログラムが分かるように作成すること。
- (3) 打合せ議事録には協議した項目のみならず、決定事項及び必要なアクションとその期限を記載すること。
- (4) 試験要領書には、2.3 項に定める試験の要領を記載するものとする。試験系の模式図や使用される機器及び計測装置等の情報を含めるものとし、試験作業の詳細を十分に理解できるようにすること。必要に応じて写真等を用いること。試験要領書に記述した内容を試験中に変更する場合、QST と協議の上、打合せ議事録に記録すること。
- (5) 試験報告書には、2.3 項に定める試験の結果を記載すること。試験系の詳細について、試験要領書を基に記述すること。試験中に変更を行った場合は、変更点を反映して記述すること。試験で得られたデータは、試験報告書内に図示するとともに、電子データとして添付すること。

以 上

『本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項』

- 1 受注者は、契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、QST の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、QST の情報セキュリティ確保のために、QST が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。
 - (1) 受注者は、契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。
 - (2) 受注者は、契約に関して知り得た情報（QST に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び 計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。
 - (3) 受注者は、契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。
 - (4) 受注者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。
 - (5) 受注者は、QST の承諾のない限り、契約に関して知り得た情報を QST 又は受注者の情報システム 以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。
 - (6) 受注者は、委任をし、又は下請負をさせた場合は、当該委任又は下請負を受けた者の契約に関する 行為について、QST に対し全ての責任を負うとともに、当該委任又は下請負を受けた者に対して、 情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - (7) 受注者は、QST が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。
 - (8) 受注者は、QST の提供した情報並びに受注者及び委任又は下請負を受けた者が契約業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、き損、漏えい、コンピュータウィルスによる 被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに QST に報告し、QST の指示に従うものとする。契約の終了後においても、同様とする。

なお、QST の入札に参加する場合、又は QST からの見積依頼を受ける場合にも、上記事項を遵守していただきます。

以上

知的財産権特約条項

(知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
- 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
- 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
- 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
- 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
- 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。

二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。

3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

第3条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

2 乙は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）及び意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）

等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
- 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。
- 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に

限る。)である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が 甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄）

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属）

第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する 第三者に許諾する。

2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転）

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない

ない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことに鑑み、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する 第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合（乙の親会社が変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。）は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

（秘密の保持）

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

（委任・下請負）

第15条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（協議）

第16条 第2条及び第7条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第17条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上